

議案第30号

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年松阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年松阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第6号及び同条第2項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第5条第1項第2号中「した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「同条」を「同項」に改め、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。